平成２５年（フ）第１２２号
滋賀県彦根市宇尾町560番地１、前住所滋賀県米原市下多良１丁目107番地　リバーレイクヒルズ206号
債務者　稲田ひとみ
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２２９号
兵庫県姫路市北平野１丁目７番16号工匠井上ビル304号室
債務者　福永　健司
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７８号
兵庫県姫路市的形町的形1778番地１　サンパティック的形1108号
債務者　奥村　貴哉
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０９号
奈良県天理市檜垣町468番地
債務者　流昇興業こと　杉田　卓矢
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４８号
奈良市あやめ池南５丁目５番17号　丹澤方
債務者　川村せつ子
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７７号
奈良市北之庄町53番地の２　若草マンション313号
債務者　松本　洋子
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３０２号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住７―506
債務者　森　　マヤ
１　決定年月日時　平成25年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４９３号
広島市西区高須台６丁目11番７号
債務者　森岡　静江
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８３号
広島市安佐南区安東５丁目７番12号
債務者　池崎　健二
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４２号
広島市佐伯区楽々園４丁目９番７―101号
債務者　澤田　乃之
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８１号
広島市安佐南区高取北４丁目38番21号
債務者　佐藤　哲子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２５号
広島市安佐南区上安５丁目３番６―404号
債務者　中山こと　金　　慶子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４４号
広島市安佐南区長束西１丁目28番２―203号
債務者　伊勢原　公
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５９号
広島市安芸区船越３丁目14番26―118号
債務者　河田　俊介
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４８号
広島市中区住吉町７番11―502号
債務者　大和　由佳
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
香川県仲多度郡琴平町166番地
債務者　岩本　順子
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９０号
香川県丸亀市御供所町１丁目８番４号
債務者　服部　　司
１　決定年月日時　平成25年９月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１６４号
福岡県久留米市篠原町４番地11　マルホマンション205号
債務者　築地　邦子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部